

1 過去の抱き合わせ販売等事件

件名 措置等年月日	内容
<p>令和7年（認）第1号 シスメックス株式会社に対する件 （令和7年2月13日）</p>	<p>公正取引委員会は、シスメックス株式会社（以下「シスメックス」という。）に対し、シスメックスの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、シスメックスから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>○ シスメックスは、遅くとも令和元年8月頃以降、令和6年7月頃までの間、プロダクト名にCNが付く「CNシリーズ」と称する血液凝固測定装置（以下「特定血液凝固測定装置」という。）により「Dダイマー」又は「FDP」を測定する際に用いる試薬に関して、他社製の試薬を使用できるにもかかわらず、特定血液凝固測定装置では自社が製造販売する指定試薬のみを使用させるものとするを基本方針として定めて、病院等に対して、特定血液凝固測定装置を供給するに当たり、自社が製造販売する指定試薬のみを使用することを条件として、特定血液凝固測定装置の供給に併せて当該指定試薬を購入するようにさせていた。</p>
<p>令和6年（措）第9号 ASP Japan合同会社に対する件 （令和6年7月26日）</p>	<p>ASP Japan合同会社は、同社が医療機関向けに販売しているフタラール製剤（※）を用いる内視鏡洗浄消毒器にバーコードリーダーを取り付けるとともに、同社が製造販売するフタラール製剤の容器に二次元コードを貼付し、当該バーコードリーダーによって二次元コードを読み取らなければ同社の内視鏡洗浄消毒器の洗浄消毒機能が作動しないようにすることにより、同社の内視鏡洗浄消毒器を使用している医療機関に対し、不当に同社の内視鏡洗浄消毒器の供給に併せて同社が製造販売するフタラール製剤を購入させている。</p> <p>（※） 消化器内視鏡を含む医療器具の化学的殺菌・消毒のために内視鏡洗浄消毒器に投入するなどして使用される消毒剤であって、フタラール0.55w/v%を含有する医療用医薬品をいう。</p>
<p>平成10年（勸）第21号 マイクロソフト株式会社に対する件 （平成10年12月14日）</p>	<p>マイクロソフト株式会社は、取引先であるパソコンの製造販売業者に対し、当該製造販売業者が表計算用ソフトウェアをパソコン本体に搭載又は同梱して出荷する権利を許諾する際に、不当に、ワードプロセッサ用ソフトウェアを併せて搭載又は同梱させ、さらに、表計算用ソフトウェア及びワードプロセッサ用ソフトウェアについて権利を許諾する際に、不当に、スケジュール管理用ソフトウェアを併せて搭載又は同梱させている。</p>
<p>平成2年（判）第2号 株式会社藤田屋に対する件 （平成4年2月28日）</p>	<p>株式会社藤田屋は、取引先小売業者に対し、家庭用テレビゲーム機用のゲームソフトであるドラゴンクエストⅣを販売する際に、不当に、自社に在庫となっていた他の家庭用テレビゲーム機用ゲームソフトを併せて購入させていた。</p>

2 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

【定義】

第二条 （略）

②～⑧ （略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～五 （略）

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

イ・ロ （略）

ハ 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。

二～へ （略）

【不公正な取引方法の禁止】

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

○ 不公正な取引方法（昭和五十七年公正取引委員会告示第十五号）（抄）

（抱き合わせ販売等）

10 相手方に対し、不当に、商品又は役務の供給に併せて他の商品又は役務を自己又は自己の指定する事業者から購入させ、その他自己又は自己の指定する事業者と取引するように強制すること。